

防運情第6073号
26.4.25

情報保証責任者
運用企画局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

情報保証統括責任者
運用企画局長
(公印省略)

情報システムの証跡管理について（通知）

標記について、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）第30条第1項及び、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第9248号。19.9.20）第5第3項第1号④に規定する証跡の保存期間の基準については、下記のとおりとする。

記

1 証跡の保存期間について

証跡の保存期間は、5年を基準とし、当該情報システムが換装又は運用が終了するまでの間はこれを適切に管理するものとする。

2 証跡の保存期間の適用時期について

証跡の保存期間については、平成29年4月1日以降の証跡から適用するものとし、それまでの間においては、なお従前の例によるものとする。ただし、当該期日以前の証跡を保存することを妨げない。

写送付先：大臣官房長、防衛政策局長、人事教育局長、経理装備局長、
地方協力局長、衛生監、技術監